# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
27	住登外宛名情報管理に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、住登外宛名情報管理に関する事務における、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住登外宛名情報管理に関する事務では、住登外宛名情報管理システムの運用・管理を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書とともに秘密保持事項を記した特記仕様書を綴じ込み締結している。

### 評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

### 公表日

令和7年10月31日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	住登外宛名情報管理に関する事務				
②事務の概要	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により市が備える住民基本台帳に記録されていない者であって、市が管理する必要がある者(以下「住登外者」という。)について、住登外者を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番及び管理する機能(住登外者宛名番号管理機能)を用いて、各業務システムにおける事務遂行上必要な宛名情報を管理する事務を行う。 (1)一意に特定する住登外者宛名番号を付番する。 (2)住登外者宛名番号に紐づく宛名情報の登録及び変更を行う。				
③システムの名称	1. 宛名管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー				

### 2. 特定個人情報ファイル名

住登外宛名情報管理ファイル

3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項			
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携			
①実施の有無	[ 実施しない ]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定		
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	総務部 情報政策課			
②所属長の役職名	情報政策課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	伊豆の国市役所 総務部 情報政策課 システム管郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8015 ファックス:0558-77-2835 E-mail:system@city.izunokuni.shizuoka.jp	<b>意理係</b>		

# 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

伊豆の国市役所 総務部 情報政策課 システム管理係

郵便番号:410-2396

住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8015 ファックス:0558-77-2835 E-mail:system@city.izunokuni.shizuoka.jp

#### 9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

連絡先

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	令和7年10月31日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		令和7年10月31日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	<b>保護評価書の</b> 種類	[		
	項目評価書 :施機関については、そ	] それぞれ重点項目	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書	及び重点項目評価書 及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワー	-クシステムを通		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分でも	<b>ある</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か		5る ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分でも	5る ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分でも	<b>გ</b> გ ]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	
5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供オ	<b>ペットワークシステ</b>	- ムを通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[  十分でも	5る ]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分でも	5 <b>5</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[  十分でも	5 <b>5</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[  十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	業 [ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[  十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠		マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を順 )取扱いに関しては、複数人での確認を行うようにしており、人為的 十分であると考えられる。			
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 [	〇 ] 内部監査 [  ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えら れる対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策    <選択肢>   1)目的外の入手が行われるリスクへの対策   2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	<選択肢>			
判断の根拠	い者に不正に利用されるリスクをな また、一定時間離席する際はシス	員は静脈認証とパスワードによって制限しており、アクセス権限のな よくしている。			

### 変更箇所

~~=	7.				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日				事前	標準準拠システムへの移行に伴う独自利用事務の追加